

まちづくりに関する基準

01 芦屋市住みよいまちづくり条例

建物を新しく建てたり増改築したり、土地を分けたり開発する場合は、「芦屋市住みよいまちづくり条例」に基づく事前の手続きが必要です。これは、住民が安心して暮らせる良好な住環境を守り、育てるためのルールです。

02 屋外広告物

屋外広告物条例施行後、一定期間が経過したため、令和6年度から3年間かけて市内全域の広告物を再度調査しています。良いまちなみづくりにご協力いただいている市民・事業者の皆さまに感謝します。

03 景観

芦屋市は全域を景観地区に指定し、一戸建て住宅も基準があります。新築だけでなく外壁の塗り替えなどリフォーム時も、景観法に基づく申請と審査が必要です。みどり豊かな美しいまちをみんなで守りましょう。

04 屋外広告物サポーター

今年度から、屋外広告物サポーター制度を開始します。新たにサポーターになってくださる市民の皆さんとともに、違反広告物だけでなく、良好な広告物を探したいと思っています。

制度の説明会を実施します。申込フォームに必要事項をご記入のうえ、ぜひご参加ください。



申込フォーム

景観フォーラム

先人たちがつくり、受け継いだ私たちがみんなで守り、育ててきた芦屋のまちの素晴らしさを一緒に味わいましょう。表彰式やパネルディスカッションだけでなく、芦屋のまちの素敵な景色をたくさん展示します。

- ▶日時 10月3日(金)午後1時30分～(受付:午後1時～)
- ▶会場 ルネサンスクラシックス芦屋ルナ・ホール



竹村 忠洋(国際文化推進課 学芸員)による基調講演もあります。

詳細はこちら



わたしたちのすきなけしき

普段何気なく過ごしている毎日のけしきが、実は芦屋だけの素晴らしいけしきだったこと、大人になってから気づいたことはありませんか？

そんな素晴らしいけしきを、市立認定こども園・保育所の5歳児クラスのこどもたちが探してくれました。

表紙の写真は、こどもたちがタブレットを使って撮影した作品の一部です。ぜひ、こどもたちが考えたタイトルと合わせて写真をご覧ください。



すべての作品は、**景観フォーラム**で展示します。お楽しみに！

